

日本会計基準の国際化と資産評価について

牟 良*

A Study on the Globalization of Accounting Standards and Valuation of Asset in Japan.

Ryou Mu *

With the developmental process of the Japanese accounting standard and the match of international as clear regarding it, this dissertation examined concerning the criteria of property appraisal.

In addition, standing in the viewpoint of current price standard from the cost standard which is applied from the past, I discussed how many of individual property appraisal problems.

Key Words (キーワード)

Valuation of Asset (資産評価), Valuation Standards (評価基準), The Approach Asset and Liability (資産・負債アプローチ), International Financial Reporting Standards (国際財務報告基準)

はじめに

周知のように日本では、ここ数年にわたり新しい会計基準が次々の公表され、適用され始めている。大きな波が押し寄せ、飲み込まれていくようである。もちろん、大きな波とは国際化という波であり、また透明化という波である。そして飲み込まれようとしているものは、日本国内の事情を優先させ、保守的な会計思考にとらわれていた従来の会計処理方法であろう。企業会計審議会及び企業会計基準委員会から公表された各種の基準・規定も、国際的に通用するような会計処理への変更を標榜したものとなっている。その中、これまでの会計実務とは大きく変わることが予想される論点として、資産評価に関わるいくつかの基準・規定がある。

しかし、これらの基準・規定で取り上げられた個別の資産項目については確かに時価による評価が採用されることになってはいるが、それ以外の

項目については、従来からの原価基準による評価が行われることも事実としてある。また、新たに採用されることになる時価による評価も、必ずしも時価基準と呼べるような内容とはなっていないと指摘する向きもある¹。果たして、時価基準が本当に導入されることになったのか、また導入されることになったとした場合、資産評価に関する諸問題はどのように展開を見せるのか。

そこで、本論文では資産評価としてどのような評価基準を採用すべきかを明らかにするために、まず日本の企業会計基準の発展過程と国際化を巡る諸問題について論じ、その中から資産概念及び評価基準を歴史的に取り上げ、また資産評価の個別問題を例として、資産評価の現状の問題点について検討してみたい。

* 広島文化学園大学大学院社会情報研究科 (Graduate School and Faculty of Social Information Science, Hiroshima Bunka Gakuen, University)

一 日本の会計基準の歩み

1 設定機関による企業会計基準の開発

新たな企業会計基準には、伝統的な取得原価基準・実現主義（収益・費用アプローチ）より、時価基準・発生主義（資産・負債アプローチ）に基づくものが多い。その新設・改訂の経緯については、必ずと言っても過言ではないほど「国際的動向を踏まえ」という枕言葉が付き、「会計情報が企業を取り巻く利害関係者間の利益調整目的以上に投資意思決定のために有用な情報提供目的が重視される」と解説されることが多い。そのため、「会計（Accounting）は、ある特定の経済主体の経済活動を、貨幣額を用いて計数的に測定し、その結果を報告書にまとめて利害関係者に伝達するためのシステムである」²と考えられる。

(1) 企業会計審議会による会計基準の設定

企業会計審議会の前身は、経済安定本部・企業会計制度対策調査会であるが、同調査会第2次世界大戦後における日本の産業の再建復興の一環として、企業会計基準の確立及び会計教育の改革を行うことなどを目的として1948年7月に設置されたものであり、企業会計原則（1949年7月）、監査基準の設定（1950年7月）等を行っている。その後、企業会計制度対策調査会は経済安定本部の廃止に伴い大蔵省に移管され、企業会計基準審議会と改称し（1950年7月）、更に企業会計審議会に改められ（1952年7月）、現在に至っている。なお、中央省庁再編に伴い、2001年1月に内閣府の外局である金融庁に移管されている。現在の企業会計審議会は、金融庁組織令24条に基づき

設置されている内閣府・金融担当大臣の諮問機関であり、「企業会計の基準及び監査基準の設定、原価計算の統一その他企業会計制度の整備改善について調査審議し、その結果を内閣総理大臣、金融庁長官又は関係各行政機関に対し報告し、又は建議する。」ことをその目的としている。

企業会計審議会のメンバーは、会計者、商法学者、公認会計士、産業界及び証券界代表、アナリストなどから構成されており、これらの者の合意により会計基準や監査基準等が設定されてきた。企業会計審議会は、これまで企業会計に関する数多くの重要な基準や意見書等を設定しており、企業会計制度の発展に多大な貢献をしている。特に、1996年から1999年にかけては、金融システム改革の一環として、国際的調和の観点も踏まえつつ、連結財務諸表原則の改訂をはじめ、税効果会計に係る会計基準、金融商品に係る会計基準など、会計基準の大幅な見直し及び整備が行われた。また、その後も、固定資産の減損に係る会計基準が設定された。企業会計審議会は29の会計基準などを設定した。なお、2001年7月に企業会計基準委員会が発足したことに伴い、企業会計審議会は、企業会計制度の企画・調整や監査基準に関する審議を行うこととした。

(2) 企業会計基準委員会による 会計基準の開発

2001年7月に財団法人財務会計基準機構が設立され、同機構内に企業会計基準委員会（Accounting Standard Board of Japan：ASBJ、以下ASBJと言う）が発足した。これに伴い、企業会計審議会に代わり、ASBJにおいて会計基準等の開発が行われている。財務法人財務会計基準機構

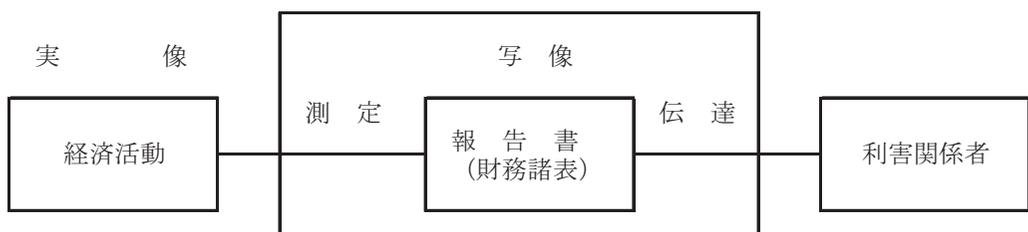


図1 会計の概念図

は、民間団体が会計基準を設定している主要先進国の状況等を踏まえ、政府から独立した主体（プライベート・セクター）で会計基準を議論すべきであると言う強い社会的認識から、経済団体連合会、日本公認会計士協会、東京証券取引所など民間10団体を設立母体として設立された民間組織である。なお、企業会計審議会における会計基準の設定については、常設の機関でないため、経済環境の変化に対応して迅速且つ効率的に対応できないなどの問題点が指摘されていた。

ASBJは、日本の会計基準に関する理論的研究を行い、国際的な統合に向けての動向にも注視しつつ、経済環境の変化や法律改正等に迅速・的確に対応して、会計基準や実務上の取扱に関する指針などの開発を行ってきている。また、同委員会では、国際的な会計基準の整備に貢献することとされており、国際会計審議会（IASB）における国際財務諸表報告基準（IFRS）の開発についても、積極的に意見発信を行っている。なお、財団法人財務会計基準機構には、理事会（業務執行機関）、評議員会（業務運営のチェックを行う助言機関）、企業会計基準委員会（会計基準等の開発を行う審議機関）及び基準諮問会議（企業会計基準委員会の審議・運営の検討期間）の4つの機関が設置されている。企業会計委員会は、独立した機関として企業会計基準の調査研究、開発などを積極的に行っており、2009年12月末時点で、24の企業会計基準、24の企業会計基準適用指針、27の実務対応報告を作成している。なお、企業会計基準は、会計処理及び開示の基本となるルールであり、企業会計基準適用指針は、基準の解釈や基準を実務に適用する時の指針である。また、実務対応報告は、基準がない分野についての当面の取扱や、緊急性のある分野についての実務上の取扱などを示したものである。

2 日本会計基準の国際化

近年、企業の経済活動のグローバル化及び証券市場のボーダレス化が進展してきており、各国の企業が作成する財務諸表が国際的に比較可能な

ものとなるよう、会計基準の国際的なコンバージェンスがIASBを中心として推進されてきている。現在、欧州連合加盟国をはじめ100カ国以上の国々が、IASBが公表しているIFRS（IASを含む、以下同じ）を受け入れている⁴。日本においては、1990年代後半以降のいわゆる「会計ビッグバン」と言われる変革を通じて、連結財務諸表制度の見直しや金融商品に係る会計基準の設定をはじめ、退職給付会計、固定資産の減損会計、企業結合会計などの一連の会計基準が策定され、国際的な会計基準と遜色のないものとして整備されている。

このような中で、日本の会計基準の設定主体である企業会計基準委員会（ASBJ）は、国内における会計基準の整備を行うと共に、国際的なコンバージェンスに向けた対応について積極的に取り組んでいるが、ASBJ及び国際会計基準審議会（IASB）は、2007年8月に次の通り、日本の会計基準とIFRSとのコンバージェンスを加速化することで合意に達し、「東京合意」として公表した。

- ①日本基準とIFRSとの間の重要な差異（ECによる同等性評価に関連して2005年7月にCESRが日本基準で作成された財務諸表に対して補正措置を提案しているもの）について、2008年までに解消を図る。
- ②上記①以外の日本基準とIFRSとの間の重要な差異については2011年6月末までに解消を図る。ただし、現在開発中であって、2011年6月末後に適用となる新たな主要なIASB基準については、適用しない。
- ③2005年以降開催しているASBJとIASBの代表者による年2回の共同会議に加えて、会計基準の開発において生ずる重要な論点をより実践的に議論していくため、ディレクターを中心とした作業グループを設けていく⁵。

このように、日本においては、ASBJが中心となって高品質な会計基準へのコンバージェンスに向けて検討及び協議が進められてきているが、日本の会計基準の内容や考え方について積極的に意見発信を行い、国際的な会計基準へのコンバー

ジェンスに積極的に対応していくことが重要であると考えられる⁶。

二 会計上の資産とその評価

1 資産・負債アプローチと収益・費用アプローチ

複式簿記の原理に基づく、資産と負債の差額増加額は（資本取引による増減を除外すれば）、期間収益と期間費用の差額である利益に一致するはずである。この見方は、資産・負債と収益・費用が完全にインターロックされていることが前提となっている。しかし、何を持って資産と言うのか、負債と言うのか、それによって費用と収益は変わる。また、過去に支出した資産価値が一定であることを前提として単純に期間配分する原価法と、資産評価は常に変動することを前提とする時価法、いずれを選ぶかによって利益計算は異なってくる。

会計基準を設定する場合の基礎概念は、ストックを重視する考え方（資産・負債アプローチ）とフローを重視する考え方（収益・費用アプローチ）に集約される⁷。いずれも、現代の企業会計において採用されている利益測定法である。現実には二つのアプローチは補完関係にあるが、最近の会計基準設定では、資産・負債アプローチの方が有力である。

伝統的な会計が、取得原価評価による収益・費用アプローチであったとすれば、最近の資産・負債アプローチは、市場価格を重視するのはなぜか。一つの回答としては、会計情報の目的の変化が挙げられよう。企業経営者・企業信用提供者・企業所有者（既存株主）への情報提供よりも、これから投資する人への意思決定に有用な情報提供に大きくシフトしつつあるからであり、そのためには資産の取得原価よりも、時価による企業情報の方が優れていると考えられるようになったから

	収益・費用アプローチ (稼得・実現アプローチ)	資産・負債アプローチ (直接的フレッシュスタート測定)
会計の主たる目的	a 収益(企業活動の成果)と費用(努力・犠牲)の対応による適正な期間損益計算 b 投下資本の回収状況の開示	a 企業の現在価値の測定と開示 b 投下資本の回収可能性の開示
資産負債の評価	取得原価または償却原価、低価法適用簿価	原則として時価評価
上記評価の基礎となる キャッシュフロー	過去支出したキャッシュ・アウトフロー及び将来の確定したキャッシュインフロー	将来事象の予測によるキャッシュ・フローの見積り（事前に想定されなかった見積りの変更を含む）
将来キャッシュ・フローの 現在価値への割引率	当初予定した割引率は固定する	市場金利の変動により見直す
収益とその認識時点	原則として、利益稼得の決定的時点における実現基準（モノの販売＝引渡時点、サービス提供時点）	資産のインフローまたは増加契約締結時点から時価変動の実現・実現可能性を認識
利益とは	収益費用対応による資産の原価配分期間発生基準	資産の消費または負債の増加（また2つの結合）
経営者による利益操作の可能性	収益と費用の差額（未実現利益を排除）	1 会計期間における、時価評価による純資産の増加分（包括利益、資本取引による増減分は除く）
収益認識の資産残高	収益認識時点の選択、資産の原価配分法の選択など、可能性大	可能性乏しい（と言うよりも、経営者の資産保有意図を無視する）
益認識の資産残高	未分配の擬制的（あるはずの）残高	価値評価の洗礼を受けたストック残高

図2 利益測定における収益・費用アプローチと資産・負債アプローチ

である。

しかし、時価と言う抽象的な概念は、実務を充分説得できる状況にはない。特に、財務諸表を作成する側からすれば、資産とビジネスモデルの多様性は時価による資産評価を許さないからである。したがって、2つのアプローチは相互補完関係で捉えるべきであるが、資産の概念と評価に関わることを明らかにするために、その2つアプローチを対立関係で捉えてみたい。

図2のように2つのアプローチの関係は、会計理論における歴史的な淵源を探索することによって、さらに明らかとなるものと思われる。一段とプレゼンスが大きくなった資産・負債の時価評価や、投資情報として有用性が高いとされる企業価値評価を別とすれば、資産概念と評価をめぐる原価か時価かと言う永年の論争を繰り返し、または延長戦に過ぎないとも言える。

2 資産の概念と評価をめぐる論点

(1) 会計上の資産の概念

会計上、資産 (Asset) とは、企業がその経営活動を遂行するにあたって必要とする財貨、権利、金銭などの総称である⁸。具体には現金、預金、債権、原材料、商品、機械設備、建物、土地、営業権、特許権、商標権、投資、その他の有形・無形の財貨や権利がこれに含まれる。

近年、資産・負債アプローチに基づき財務諸表の構成要素資産を定義する試みが、日本及び諸外国で活発に行われている。例えば、日本の『討議資料「財務会計の概念フレームワーク」(以下、「討議資料」と言う)』、FASBの「財務会計概念ステートメント第5号」(以下、「概念ステートメント」

と言う)、IASBの「財務諸表の作成・表示に関するフレームワーク」(以下、「概念フレームワーク」と言う)では、資産を図3のように定義している。

これらの定義に共通している資産の要件は、次の3つである。

- ①経済的資源(或いは経済的便益)であること(「経済的資源」)
- ②報告主体が支配していること(「支配可能性」)
- ③過去の取引または事象の結果であること(「既発生取引」)

(2) 資産の分類

資産は、どのように分類されるのであろうか。資産の分類には流動・固定分類と貨幣・非貨幣分類とがある。前者は、企業換金能力を判断する上で重要な分類であり、言わば財務分析の見地に即応する考え方であると言える。これに対して、後者は資産の属性を判断する上で、重要な分類であり、言わば財務会計理論の見地に即応する考え方であると言える。本論文の中では、貨幣性資産(monetary asset)と非貨幣性資産(non-monetary asset)と分類する。

ここでは、資産を二分類することを前提としているので、貨幣性資産を定義すれば、それ以外が非貨幣性資産であるということになる。それでは、貨幣性資産とは、いったん何であろうか。その典型が、貨幣であることには疑問の余地がない。しかし、貨幣のように法令または契約によってその金額(額面または券面額)が決まっているものを貨幣性資産と定義してよいのであろうか。また、有価証券は、その多くに市場価値があるが、貨幣性資産といえるのであろうか。仮に、一時所有の

	討議資料	FASB	IASB
資産とは	過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源、またはその同等物と言う	過去の取引または事象の結果として、ある特定の实体により取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益である	過去の事象の結果として特定の企業が支配し、且つ、将来の経済的便益が該当企業に流入すると期待される資源と言う

図3 資産の定義

有価証券が貨幣性資産であるならば、それを持ってデパートなどで商品などを購入することができるのであろうか。貨幣性資産には、もともと支払手段としての機能がある。支払手段は、売買の対象にはならない。有価証券は売買の対象になるので、支払手段にはならず、したがって、商品などを購入するために、その有価証券を売却して貨幣に換えなければならない。さらに、有価証券を市場で売却すれば、売りが売りを呼んで取引金額(換金額)は額面と異なることの方が多い。

したがって、貨幣性資産とは、売買の対象(損益計算の対象)にはならない資産であるので、評価上の問題も生じないと言える。もっとも、古銭が売買されることがあるが、言うまでもなくそれは貨幣として売買されているわけではない。それでは、売掛金、受取手形などの売上債権が焦げ付いて不良債権と化し、これが売買されるケースはどう考えたらよいのであろうか。この問題については、破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権で1年以内に回収されないことが明らかなものは企業の正常営業取引過程にないために、売上債権から除かれることを考えて見ればよい。

改めて貨幣性資産を定義して見ると、貨幣性資産とは企業の正常営業取引過程において売買の対象となりえない資産であると言え、それ以外が非貨幣性資産である⁹。言い換えれば、貨幣性資産には原価基準も時価基準も適用されないために、現金については券面額、売上債権については債権回収可能額をもって貸借対照表価額とされるのである。

(3) 資産評価の重要性

評価(Valuation)とは、資産、負債、資本、収益及び費用の各項目に一定の金額をつけることを言う。そして、会計上評価が特に問題とされるのは、決算貸借対照表の繰越価額についてである。もっとも、評価は、決算の時に行われる手続だけに限らない。すなわち、取得原価で繰越すものについては、それを取得した時に、どのような額を持って原価とすることなども、貸借対照表の繰越価額の評価と密接な関連を持つからである。

決算貸借対照表の繰越価額を評価するに当たって、特に論議の対象となるのは、主として資産の項目である。すなわち、負債は、普通は契約によって返済額が確定しているから、決算の時に特に評価と言う問題は起こらない。最も負債についても、外国貨幣による債務と負債性引当金には評価が問題になる。しかし、前者は、評価と言うよりはむしろ外貨建ての債務を自国の貨幣額に直すと言う換算(conversion)の問題である。また、後者は、一般に合理的な見積計算よりに決定されることになる。また、純資産(自己資本)は資産と負債との差であるから、両者の額が決まれば、資本の額は自動的に決まるので、決算の時には特に資本を評価する必要はない。法定資本金が名目的な額で確定されている株式会社であっても、資産と負債との額が決まると、純資産である資本の額は自動的に決まるし、また、それは法定資本金の額に剰余金または欠損金の額を加減することによっても計算される。したがって、会計上決算時における評価と言えば、資産評価を意味するのが普通である。

貨幣性資産のうちに現金以外のものは、理論的には現金化回収可能額で評価されることになる。資産評価のうちに特に重要なのは、非貨幣性資産についてのそれである。すなわち、非貨幣性資産の取得原価を一会計期間に費消によって費用化し、または未費消により次期に繰越額となった額、すなわち費用額と次期以降に費用化する額とに適正に分けることが、期間損益計算において特に重要である。けだし、その適正・不適正は、今日の会計が主な目的としている当期純利益の計算を適正なものにするか否かに重大な影響を及ぼすからである。したがって、資産をどのような額で評価するかによって、当期純利益の額が変わってくる。評価が企業会計において重要視されるのは、このためである。

3 資産の評価基準

(1) 原価基準による評価方法

原価基準とは、資産評価の基礎を当該資産の取得価額に求める会計基準である。この原価基準のもとにおいては、非貨幣性資産についてその取得

価額が決定されると、これを当期の費用額と次期以降の費用額とに期間配分する方法が採用される。

原価基準は、資産の取得から消費または売却に至るまでの記録計算上、「検証可能性」と「実行可能性」という特性を強くもっている。また、原価基準は、資産の評価益または未実現利益を計上することを排除する点において、損益計算上の実現主義と結びついており、したがって「保守主義性」をもっている。

こうした特性のために原価基準は、特に会計担当者または経営者が財産の管理運営に関する代理人としての受託責任を果たすために、また配当可能利益や課税可能所得と言った処分可能利益を計算するために有用な評価基準とされており、今日広く世界の各国において採用され、また日本でも会社法（商法）、税法、金融商品取引法などの会計法令に導入されている。

しかし、原価基準はいくつかの欠点をもっている。原価基準では、金融商品のように価格変動が激しい資産は、資産売却時まで損益が計上されないため、現在の資産価値と離れた数値が期末の貸借対照表に表示されることが起こる。その結果、企業の財政状態を表す情報を投資家が得られない。また、業績が悪い時に、事業主は時価が帳簿価格より高い有価証券を売却し、益出しと言う利益操作を行う余地を与える。本業が不振でも含み益がある資産を売却することで利益を捻出することができる。その他、財政状態の正しい情報を経営陣が持たないため、適切なリスク管理を怠ける問題も発生している。

(2) 時価基準による評価方法

時価基準は、市場価値主義とも言われ、資産評価の基礎を当該資産の評価時点における市場価値または公正価値に求める会計基準である。原価基準が、過去指向型であるに対して、時価基準は現在指向型であると言われる。時価基準会計は、取得原価の代わりに時価を評価基準とする計算モデルであり、決して単一ではなく、様々な時価基準会計計算モデルが提唱されている。その中に取替原価基準と売却時価基準と言う2種類の時価があ

る¹⁰。

取替原価基準（または再調達原価基準）は、原価基準と同じ性質を持っている。つまり、原価基準が当該資産を企業内にもたらすために要した価額（一般貨幣支出額）を基礎として資産を評価するのと同じである。取替原価基準と原価基準は、流出資産（一般に貨幣）で流入資産（現在に保有している資産）を評価するインプット・プライス系統の評価基準である。またこの類似性から、どちらについても資産価値の期間配分、つまり、費用配分の原則が適用され、資産についてのフロー計算が行われる。これに対して売却時価基準は、流入資産で流出資産を評価するアウトプット・プライス系統の評価基準である。したがって、この基準のもとでは資産についてのフロー計算でなく、ストック計算が行われるため、原価基準とは原理的に相反する性質を持っている。したがって、資産の評価基準はこれをインプット・プライス系統のものとアウトプット・プライス系統のものに分けることができる。

時価基準は、従来企業の実体資本維持と言う資本維持論または、債権者保護のための弁済能力評価と言う見地から主張されているが、最近では、企業の各種利害関係者の意思決定に役立つ最新の情報提供と言う見地から主張されている。すなわち、非貨幣資産の取得原価は、過去の取得時点においてのみ客観的な数値であって、現在の時点では、むしろ現在の市場価値のほうが、資産の価値を表現する数値として、まさに経済的実態に即した客観的な数値である。したがって、この事実を明瞭に測定表示するほうが、多くの場合に利害関係者の意思決定のために有用性を持っている。また、原価基準において、資産の評価益を排除するのは、企業会計の役割を分配可能利益の算定と言う法律的な局面に限定させているためであって、会計情報の役立ちと言う点からすれば、この評価益つまり保有利得を積極的に測定表示するほうがむしろ有意義である。他方、経営者の真の受託責任の遂行状況を明らかにする点から見ても、それは、原価基準会計のもとでの名目的な貨幣資本計

算よりは、時価基準会計による実体的な物的資本計算のほうが妥当性を持っている。

しかしながら、時価基準は損益計算表に評価益と言う未実現の収益を認識する問題がある。未実現利益が配当や税金として社外に流出する危険性があるからだ。

三 資産評価論上の個別問題

既に問題提起したように、個別問題として資産本質論ないし資産評価論と係る課題は実に多い。近年における特別の問題点としては、各国の会計基準のコンバージェンスを背景として、棚卸資産の評価、有価証券の評価と固定資産の評価など、いくつかの新しい問題が提起されている。ここで、上記の3つの課題に限って問題点の所在を検討したい。

1 棚卸資産の評価について

ASBJは、改正企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」（以下「改正会計基準9号」と言う）を2008年9月26日に公表した¹¹。ここで改正会計基準の概要を紹介する上で、後入先出法の廃止の原因について明らかにしたい。

(1) 「改正会計基準9号」の公表の経緯

現在、日本において後入先出法は、先入先出法

や平均原価法と同様、一定の仮定に基づく棚卸資産評価方法の1つとして認められている。しかし、国際会計基準第2号「棚卸資産」においては、棚卸資産の評価方法として後入先出法は認められない。このため、2007年8月にASBJとIASBとの間で、「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意（東京合意）」が公表されるなど、会計基準の国際的なコンバージェンスの取組みが加速化している。こうした状況を受けて、ASBJは、2007年11月より後入先出し法を含む棚卸資産の評価方法の見直しについて審議を行った。改正会計基準9号は、2008年3月に公表した公開草案に対して寄せられたコメントを検討し、公開草案を一部修正した上で公表に至ったものである。

2006年7月5日に公表された企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」（以下「2006年会計基準」と言う）では、先入先出法や後入先出法などの評価方法に関しては取り扱ってなかった。改正会計基準9号は、会計基準の国際的なコンバージェンスを図る観点から、2006年会計基準を改正し、棚卸資産の評価方法について定めることを目的としていた。

(2) 棚卸資産の評価方法について

改正会計基準9号では、棚卸資産については、原則として購入代価または製造原価に取引費用等

評価方法	
個別法	取得原価の異なる棚卸資産を区別して記録し、その個々の実際原価によって期末棚卸資産の価額を算定する方法。個別法は、個別性が強い棚卸資産の評価に適した方法である。
先入先出法	最も古く取得されたものから順次払出しが行われ、期末棚卸資産は最も新しく取得されたものからなると見なして期末棚卸資産の価額を算定する方法。
後入先出法	最も新しく取得されたものから払出しが行われ、期末棚卸品は最も古く取得されたものからなると見なして、期末棚卸品の価額を算定する方法。
平均原価法	取得した棚卸資産の平均原価を算出し、この平均原価によって期末棚卸資産の価額を算定する方法。なお、平均原価は、総平均または移動平均法によって算出する。
売価還元法	値入率等の類似性に基づく棚卸資産のグループごとの期末の売価合計額に、原価率を乗じて求めた金額を期末棚卸資産の価額とする方法。売価還元法は、取扱品種の極めて多い小売業等の業種における棚卸資産の評価に適用される。

図4 企業会計原則注解注21(1)

の付随費用を加算して取引原価とし、次の評価方法の中から選択した方法を適用して売上原価等の払出原価と期末棚卸資産の価額を算定するものとされていた（改正会計基準9号第6-2項）。具体的には、企業会計原則注解注21(1)で例示されていた評価方法のうち、後入先出法以外の方法を棚卸資産の評価方法として定めた。

また、棚卸資産の評価方法は、事業の種類、棚卸資産の種類、その性質及びその使用方法等を考慮した区分ごとに選択し、継続して適用しなければならないとされた（改正会計基準9号第6-3項）。

なお、審議の過程では、企業会計原則注解（注21）(1)では例示されていないものの、法人税法において採用が認められている最終仕入原価法についても、棚卸資産の評価方法として定めることが検討された。最終仕入原価法によれば、期末棚卸資産の一部だけが実際取得原価で評価されるものの、その他の部分は時価に近い価額で評価されることとなる場合が多いと考えられる。このため、改正会計基準では、無条件に取得原価基準に属する方法として適用を認めることは適当ではなく、期末棚卸資産の大部分が最終の仕入価額で取得されている時のように期間損益の計算上弊害がないと考えられる場合や、期末棚卸資産に重要性が乏しい場合においてのみ容認される方法と考えられるとされた（改正会計基準9号第34-4）。

(3) 後入先出法の取扱について

ASBJは、後入先出法の取扱を検討するにあたって、日本の後入先出法の採用状況に関する実態調査を行った。ASBJは、実態調査により、2006年7月1日から2007年7月2日までに有価証券報告書を提出した企業¹²のうち、後入先出法を採用している企業は53社であること、また、近年、有価証券報告書を提出した企業のうち、棚卸資産の評価方法の変更を行った企業の状況は図5の通りであることを確認した。

調査の結果を踏まえ、ASBJは、日本において後入先出法を採用している上場企業は少ない。また、近年、その採用企業数は減少してきていると認識した上で、後入先出法の特徴を次のように分析した。

- ①棚卸資産の価額水準の変動時には、後入先出法を用いる方が、他の評価方法に比べ、棚卸資産の購入から販売までの保有期間における市況の変動により生じる保有損益を期間損益から排除することができる。このため、当期の収益に対しては、これと同一の価格水準の費用を計上すべきできると言う考え 方と整合的な評価方法である。
- ②後入先出法は、棚卸資産が過去に購入した時からの価格変動を反映しない金額で貸借対照表に繰り越され続けるため、その貸借対照表価額が最近の再調達原価の水準と大幅に乖離してしまう可能性がある。
- ③棚卸資産の期末の数量が期首の数量を下回る場

	後入先出法から他の方法に会計方針の変更を行った企業数	他の方法から後入先出法に会計方針の変更を行った企業数
2001年度	9	—
2002年度	5	2
2003年度	5	—
2004年度	8	1
2005年度	3	—
2006年度	1	1
合計	31	4

図5 近年の棚卸資産の評価方法の変更の状況

合には、期間損益計算から排除されてきた保有損益が当期の損益に計上され、その結果、期間損益が変動することとなる。この点については、企業が棚卸資産の購入量を調整することによって、当該保有損益を意図的に当期の損益に計上することもできる。

なお、IASBは、2003年のIAS第2号の改正にあたって、上記②及び③の理由に加え、後入先出法は、一般に棚卸資産の実際の流れを忠実に表現しているとはいえないことから、それまで選択可能な処理方法として認めていた後入先出法の採用を認めないこととした。

ASBJは、こうした特徴や国際的な会計基準の動向を踏まえて後入先出法の取扱を検討した。市況が短期的には上昇や下降を繰り返すものの、中長期的には平均的な水準で推移するような場合であれば、後入先出法とそれ以外の評価方法との間には、その結果に大きな違いはないが、一方で、市況が長期的に上昇する場合には、後入先出法を採用し、上記①の特徴を活かして期間損益計算から棚卸資産の保有利益を排除することにより、適切な期間損益の計算に資すると考えられてきた。しかしながら、この点については、後入先出法を採用することによって、特定の時点で計上されることになる利益を単に繰延べているに過ぎないのではないかという見方がある。また、後入先出法を採用する場合、上記③の特徴によって、棚卸資産の期末の数量が期首の数量を下回る時には、累積した保有利益が計上されることとなる。

更に、審議の過程において、日本では石油業界の企業のように法令等で在庫の備蓄義務が課されている場合があり、こうした場合におけるいわゆる備蓄在庫の保有損益については当期の損益に含めるべきではないため、後入先出法を採用することが適当であるという指摘があった。しかし、この指摘が備蓄在庫についてその性質や実態に即した払出計算をすべきであるという考え方によるものであれば、備蓄在庫を通常の在庫と区分して、会計上別の種類の棚卸資産として評価方法をそれぞれ適用する方が適当なのではないかという意見

もあった。ただし、この意見書については、法令等で備蓄義務が課されている場合においても備蓄在庫が物理的に区分されているわけではないため、これらを区分する会計処理は適当ではないと言う指摘もあった。

その他、指摘されている問題点は、これまで長い間棚卸資産の評価方法として認められてきた後入先出法を廃止するほど重要な問題ではないと考えられ、アメリカの実務も参考に、後入先出法について指摘されている事項を補うための一定の事項を注記することとすれば、後入先出法を棚卸資産の評価方法として引き続き採用することに問題はないのではないかという意見もあった。

このように、後入先出法の採用を引き続き認める必要があるか否かについて、ASBJの審議の過程では、いずれの取扱についてもそれぞれを支持する考え方や意見があった。後入先出法は、先入先出法や平均原価法と同様に棚卸資産の規則的な払出の仮定に基づく評価方法として有用性があり、この採用を引き続き認めるべきではないかという意見もあったものの、ASBJは近年IASBがIAS第2号の改正にあたって後入先出法の採用を認めないこととした点を重く受け止めるべきであると考え、選択できる評価方法から後入先出法を削除した。

なお、近時会計基準の国際的なコンバージェンスの加速化に関連して、連結財務諸表に適用する会計基準を個別財務諸表に適用する会計基準に先行して改正するという議論がなされている。この点を踏まえ、ASBJは今後の議論次第では、改正会計基準9号の個別財務諸表への適用方法とこうした考え方との関係について整理される可能性があるとし、ただし、その場合であっても、改正会計基準9号の連結財務諸表への適用に関して影響を及ぼすものではないという考えを改正会計基準9号の公表にあたって明らかにしている。

(4) 後入先出法の廃止に伴う影響

改正会計基準9号の適用時期については、2010年4月1日以降開始する事業年度から適用することとされている。改正会計基準9号の適用初年度

において、棚卸資産の評価方法を後入先出法から改正会計基準に定める評価方法へ変更したことによる影響額が多額である場合、適用初年度の期首における棚卸資産の帳簿価額合計額とその時点の再調達原価合計額の差額（適用初年度の期首の棚卸資産に係る保有損益相当額）のうち当期の損益に計上された額を、特別損益に表示することができるとされている。

改正会計基準9号の適用初年度において、会計基準の変更に伴い後入先出法から改正会計基準9号に定める評価方法への変更が財務諸表に与える影響を記載する際には、後入先出法を適用した場合の損益と変更後の評価方法による損益との差額を注記することとなるが、当該影響額を正確に算定することが実務上困難な場合もあると考えられる。このため、こうした場合には当該影響に関する適当な方法による概算額として、払出した棚卸資産の帳簿価額合計額（売上原価）と払出した時点の再調達原価合計額の差額（当期の損益に含まれる棚卸資産の保有損益相当額）を、当該会計方針の変更の影響として注記することができるとされている（この場合、当該保有損益相当額の算定方法の概要及び当該保有損益相当額の算定に含めた棚卸資産の範囲等に関する事項をあわせて注記する）。

改正会計基準9号の適用によって、棚卸資産の評価方法を後入先出法からその他評価方法に変更した場合の影響を期首利益剰余金の調整項目とする会計処理については、改正会計基準9号の公開草案の公表に際して検討されたものの、現行の日本の会計実務を勧奨して採用しないこととした。

この点について、公開草案に対して、後入先出法からその他の評価方法に変更した場合の影響を期首利益剰余金の調整項目とすることを認めるべきとする複数のコメントが寄せられた。このため、ASBJでは改正会計基準9号の最終公表にむけて、再度当該会計処理について検討した。しかし、再度の検討においても、こうした会計処理は本来的には過年度の財務諸表に対する新たな会計処理の遡及適用を前提とした取扱も関係しており、今回

の棚卸資産の評価方法の変更について特別に認めることは適当ではないと言う公開草案の検討時と同様の意見が強かった。このため、公開草案の取扱を修正しないこととした。

改正会計基準9号の検討過程では、IFRSを採用した多くの国において、課税所得計算上後入先出法の適用が引き続き認められているなど、後入先出法を採用してきた企業に重大な税負担が一時に生じない対応が図られていることを踏まえ、日本においても従来から後入先出法を採用してきた企業に対して適切な配慮がなされることが必要であるとする意見もあった。しかし、ASBJは棚卸資産の後入先出法の取扱について会計基準の国際的なコンバージェンスを重視して検討を進めるべきであると判断し、棚卸資産の評価方法として選択できる方法から後入先出法を削除した改正会計基準9号を公表した。

この結果、棚卸資産の評価方法について、日本の会計基準とIFRSのコンバージェンスが達成されることになっただろう。

2 有価証券の評価について

(1) 有価証券の従来への会計処理

株式や債券と言った有価証券には、これまで原価基準を用いて評価してきた。原価基準が採用されてきた理由としては、配当として株主に分配できる利益である分配可能利益を算定するのに都合がよかった点が挙げられる。しかし、原価基準では有価証券を取得した後の価格変動が会社の財務諸表に直接反映されず、財務諸表に注記する形で間接的に時価情報を開示してきた。つまり、企業が公表する財務諸表が、投資者等の企業を取り巻く利害関係者に対して、投資意思決定に役立つ有用な情報を提供することは難しかった。

また、取得価額と決算日の時価との差額である含み益や含み損が、企業の財政状況を正しく把握でき、それ自体何の問題もない。しかし、原価基準ではこれらが注記でしか開示されなかったため、財務諸表の利用者は会社の財務状態を見誤る可能性があった、特に含み損が発生している場合

には、企業の実際の財務状態が見かけ以上に悪くなっているケースがあった。さらに、企業は含み益や含み損を使って、意図的に利益を操作することができた。また、企業はこれまでも例外的に低価法を選択することができた。しかし、この低価法の適用は企業側の任意であったため、低価法を採用している企業と採用していない企業との財務諸表の比較ができないと言う問題があった。

(2) 有価証券の時価会計

有価証券を含めた金融商品については「金融商品に係る会計基準」が新たに設定され、金融商品の定義を明確にした上で、時価基準の考え方を導入した。これは客観的な時価を得られるものについては時価評価を行い、適切に財務諸表に反映させる必要がある。このように、有価証券に時価評価が導入されたことによって、財務諸表が利害関係者に対して有用な情報を提供していないと言う点や、含み益・含み損を利益操作に使うことができる点の原価基準の問題点が改善された。また従来、適用が任意であった低価法については、有価証券の時価評価によりその意義自体がなくなったため、企業間の評価基準が統一され、財務諸表の企業間における比較の問題も改善された。また、有価証券の時価情報は従来、財務諸表に注記すると言う方法によって間接的に開示されていたが、財務諸表に直接反映する方が、より有用な情報を投資家に提供できると言う点も理由あげられる。

しかし、企業が有価証券を持つ理由には様々なものがあるが、中には満期まで保有することを前提としている債券のように、満期までの間に債券の価格が変化するリスクを認識する必要がない場合がある。また、子会社・関連会社株式のように直ちに売買・換金を行うことは事業遂行上の制約から不可能のような場合も考える。このような企業側の様々な保有目的をまったく考慮せず、有価証券を一律に時価評価することは、企業の財政状態や経営成績を必ずしも適切に財務諸表に反映させることにならない。一方、非上場の株式や市場で流通していない社債のように、市場価格がないため客観的な時価を把握することができないもの

もある。これらについては、従来通りに取得原価または償却原価法に基づいて、算定された価額を持って貸借対照表の価額としている。

また、従来の原価基準では、有価証券の時価の下落等への対応方法として、「強制低価法」と「実価法」と言う2つの方法が採用されてきた。「強制低価法」とは、取引所の相場のある有価証券について、その時価が著しく下落した時には、回復すると認められる場合を除き、その時価を貸借対照表の価額とする方法である。「実価法」とは、取引所の相場のない株式について、その実質額(純資産)が著しく低下した時には、実態を反映するように貸借対照表の価額を引き下げる方法である。「金融商品に係る会計基準」では、従来の考え方を踏襲することとなった。ただし、従来の取引所の相場の有無による分類は、市場価格の有無の分類に変更されていった。また、市場価格のない有価証券については、有価証券の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合、貸借対照表の価額を引き下げることになった。

(3) 売買目的有価証券の会計処理

売買目的有価証券とは、有価証券の時価の変動を利用して利益を得ることを目的に保有する有価証券のことを言う。売買目的有価証券は、時価を貸借対照表の価額とする。その際、取得原価と時価との間に評価差額が発生するが、この評価差額は損益計算書で当期の損益として処理する。市場価格のある有価証券は、いつでも自由に購入ができる。また、売却に関しても事業遂行上の制約がないので、売却しようと思えばいつでもその時点の時価で売却が可能である。企業が売買目的有価証券を売却して利益や損失を出すか保有しておくかは、企業側のまったくの任意となる。

日本では、2008年10月にASBJから実務対応報告第25号「金融商品の時価の算定に関する実務上の取扱」が公表され、取引所もしくは店頭において取引されているが実際の実例が、極めて少ない金融商品や売り手と買い手の希望する価格差が著しく大きい金融商品は、市場価格がない(または市場価格を時価とみなせない)と考えら

れるため、時価は、経営陣の合理的な見積りに基づく価額によることが確認された。しかし、現状では日本には公正価値である時価の算定に関する包括的な指針はない。他方、国際的な動向においても、このように時価と言っても、市場価格、合理的に算定された価額など様々なレベルのものが含まれるため、2008年10月にIFRS第7号の改正が公表され、公正価値で貸借対照表に計上される金融商品については、公正価値ヒエラルキーのレベルごとの開示を求める内容となっている。日本では、新基準の適用は、2009年3月に終了する事業年度の年度末からとなり、そこでは公正価値のヒエラルキーの開示は求められてはいないが、将来的には国際会計基準とのコンバージェンスの観点から、同様の改正が行われることが想定されるだろう。

3 固定資産の評価について

企業会計審議会は、1999年より固定資産の減損処理に関する会計基準の審議をはじめ、2002年8月に「固定資産の減損に係る会計基準」を公表した。減損会計基準は、2004年3月決算企業から早期適用されており、2006年3月決算企業から強制適用となっていた。減損会計基準の設定は、財務情報の信頼性の確保を目的とした日本の会計改革の一環として行われており、会計改革の最終章として位置づけられる。

(1) 減損処理の意味

固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態である。減損処理とは、そのような場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理である¹³。これは概念フレームワークが採用する資産負債アプローチに基づいて、将来の経済的便益獲得能力を重視した資産の定義を満たすように、固定資産を時価で評価する会計処理と考えられる¹⁴。

しかし、企業会計審議会は、減損処理は事業用資産の過大な帳簿価額を減額して、将来に損失を繰り延べないための会計処理であるとして¹⁵、資

産価値の変動によって利益を測定し、決算日における資産価値を貸借対照表に表示することを目的とするものではないと言う。減損処理は、取得原価基準の下で行われる帳簿価額の臨時的な減額として説明される¹⁶。

固定資産の帳簿価額を減額する会計処理には、伝統的に減価償却がある。減価償却とは、企業の事業活動に長期的に利用する資産に関して、適正な期間損益計算を行うことを目的として、その物質的或いは機能的減価を認識するものである¹⁷。ここから減価償却は、収益費用アプローチに基づいた費用収益の対応を重視した、取得原価を各会計期間に配分する費用配分手続きである。

その他、減損処理と類似した費用項目として、臨時償却及び臨時損失がある。臨時償却は、減価償却計画の設定にあたって予見することのできなかった新技術の発明等の外的事情により、固定資産が機能的に著しい減価した場合に、この事実に対応して臨時的実施される減価償却である。臨時償却は、耐用年数または残存価値を修正である¹⁸。臨時償却はあくまで過去において予見することのできなかった外的事情を原因として、固定資産が機能的に減価した場合に計上される過年度損益修正項目である。また臨時損失とは、災害・事故等の偶発的の事情により、固定資産の実態が滅失した場合に、この事実に対応して臨時的に実施される簿価の切り下げである。臨時損失は当期において固定資産が偶発的に、物質的損傷が生じた際に計上される特別損失である。

減損処理を企業会計審議会の説明を元に原価配分のフレームワークの中で捉えた場合、類似した概念である減価償却、臨時償却及び臨時損失と減損処理との棲み分けは重要である。図6は、原価配分・資産の評価切り下げの処理方法について、その原因の予見可能性と発生時点から分類している。減損処理は、予見不能で当期に発生したと考えられる部分と将来発生すると考えられる予見可能部分とから構成される。

減損処理を原価配分と捉えた場合、前期以前では予見不能で当期に発生した減損処理は、棚卸資

減価・減損の原因		時間	発生時点		
			過去	当期	将来
予見可能性	可能	機能的減価	—	減価償却	—
		物理的減価	—	減価償却	—
		減損の兆候	—	—	減損処理
	不能	機能的減価	臨時償却	—	—
		物理的減価	—	臨時損失	—

図6 原価配分・資産の評価切り下げ処理方法の分類

産の評価方法である低価基準と類似し、将来の発生が予見可能な減損処理は、売上債権等の貸倒の見積もりと類似する。しかし、2008年4月より適用される棚卸資産の低価基準では、原則再調達価額による評価が認められなくなり、正味売却価額が取得原価よりも下落している場合に、正味売却価額を持って貸借対照表価額とすることが規定された¹⁹。これはまさに将来の予見可能な資金回収額に基づいた資産の公正価値評価であり、原価配分と考えることは困難である。また、貸倒の見積もりは、①将来の費用であって、②その発生が当期以前の事象に起因し、③発生の可能性が高く、且つ④金額を合理的に見積もることができると言った4つの条件を満たしたものである²⁰。減損処理がこれらの条件を満たすとは考えられない。

ここから、減損処理を原価配分のフレームワークで捉えることは困難である。減損処理は、資産負債アプローチの元での資産の公正価値評価から生じた減価を費用として処理したのと同じと考える方が説得力を有する。

(2) 固定資産の評価基準

固定資産の評価について、従来の方法と「固定資産の減損に係る会計基準」を比較すると、その基本的な考え方は共通していることがわかった。取得原価基準を評価基準とし、減価償却の手続きを通じて費用配分を行う。そして取得原価から減価償却累計額を差し引き、貸借対照表価額を決定するという手続きは共通していると言える。しかし、減損基準では、期末において当該固定資産に

ついて減損の兆候を認識すると、追加的に減損損失を認識・測定し、貸借対照表価額から減損損失分を減額すると共に、損益計算上減損損失を計上することとなった。そして減損の兆候の認識及び減損損失の測定において、回収可能価額と言う概念を導入し、回収可能価額の算定において、時価及び将来キャッシュ・フローの割引現在価値を選択適用することを要求することとした。

これは、実務上これまで認識されなかった固定資産の費用配分（減価償却）以外による資産価値の減少を認識することにしたと言う意味では、減損基準における処理方法は新た導入されたものと言える。しかし、従来からの商法（会社法）に言うところの「相当の減額」について、固定資産に関してその具体的な手続き及び処理方法を、規定上明示したのと同じと考えることもできる。この立場に立てば、従来からの資産評価について、帳簿価額と比較すべき価額として回収可能価額と言う概念を明示したことは新しいと言うことになる。回収可能価額の内容として示された正味売却価額と使用価値は新しいものとは言えず、これまでの公正価値や将来キャッシュ・フローの割引現在価値の計算と言う議論の中で展開されてきたものであり、その内容を固定資産の評価方法に具体的に適用したものと同じと考えることができる。その意味では、帳簿価額を「相当の減額」分だけ下方に修正する手続きを指示するにすぎず、あくまでも取得原価基準の一部修正にすぎない。

四 結 び

資産の評価を巡って、原価基準と時価基準の論争が20世紀初めから繰り返されてきた。日本の企業会計原則においては、取得原価基準のフレームワークが基礎とされている。最近における会計を取り巻く隣接諸科学の発展には、目を見張るものがあり、好むと好まざるとにかかわらず、企業会計は多大な影響を受けている。特に行動科学、情報理論、システム工学等によって受ける影響が大きく、それは会計の情報伝達領域に強烈なインパクトを与えている。例えば、金融商品に関する会計処理をはじめ、売買目的有価証券と有形固定資産の減損処理に関する会計基準等により、取得原価基準の枠組みの中に時価概念が導入されている。したがって、現在の会計モデルは、原価と時価が混在している会計として捉える。別言すれば、現在の会計モデルを原価・時価のハイブリッド会計²¹として表現することができる。

経済社会において、会計が果たすと期待される機能2つの基本的な考え方がある。すなわち、情報提供機能と利害調整機能である。前者の情報提供機能とは、投資家の意思決定に有用な情報を提供することである。後者の利害調整機能とは、企業を巡る関係者間の相対立する経済的利害の調整に資することである。現状における会計は情報提供機能が主なものと考えられ、その大道の下で時価基準が考えられてきた。

すなわち、財務諸表は会社の財政状態及び経営成績を投資家等の利害関係者に示すものである。そして、この財務諸表に基づき、銀行等が融資の判断をしたり、投資家が投資判断を行ったりする。財務諸表がこれらの利害関係者に間違った情報を与えることは、利害関係者に間違った判断、行動を起こさせる可能性がある。したがって、財務諸表は会社の実態を示したものでなくてはならない。今日のように資産価格が大きく変動し、金融商品が多様化した時代にあっては、従来の原価基準に準拠して作成した財務諸表では、会社の実態を把握することが難しくなってきた。それゆえ、

会計基準も時代の流れに追い付き、現在の会社の財政状態及び経営成績を財務諸表に反映できるようにする必要がある。そのために、時価基準の導入が必要だったのである。

また、原価基準では資産取得時の原価を貸借対照表に計上し、資産売却時に損益を損益計算書に計上する。決算期末の貸借対照表には、資産取得時の原価で計上されるため、資産価格の変動を読み取ることはできない。そして、収益の認識は、資産を売却して収益が確定した時点に行う。この損益の認識基準のことを「実現主義」と言う。資産評価に実現主義を採る原価基準会計は、実際の取引により確定した収益から税金や配当の算定を行う。原価基準で計上される価格は、実際の取引額であるために客観的に明らかな数字で信頼性がある。配当や課税金額に関心がある株主や課税当局者は、損益計算に信頼性のある原価基準を重要視している。しかし、原価基準では金融商品のように価格変動が激しい資産は、資産売却時まで損益が計上されないため、現在の資産価値とはかけ離れた数値が期末の貸借対照表に表示されることが起こる。その結果、企業の財政状態を表す情報を投資家が得られない。そのほか、財政状態の正しい情報を経営陣がもたないために、適切なりスク管理を怠ってしまうという問題も発生している。

一方、時価基準では、評価差額（取得原価と時価評価額の差）を損益として認識する。したがって、損益計算書には、本業による損益のほかに、保有資産に対する時価の変動による損益も反映することになる。資産評価に時価基準を採ることにより、現時点の企業の資産価値が適正に評価される。時価で資産を評価された貸借対照表からは、企業の財政状態をより正しく把握することができるので、投資家は資産の実態が掴める時価基準を重要視している。しかし、時価基準では、損益計算書に評価益という未実現の収益を認識してしまうという問題がある。未実現利益が配当や税金として社外に流出することは非常に危険である。これは、いままで伝統的に行われてきた正規の簿記の原則ないし健全な会計慣習からすれば、売却が

生ずる以前に利益の計上を認めることは望ましいことではない。時価基準が会計学領域で一般的に排斥される大きな根拠はここにあると言われている。時価基準に基づき、未実現損益である評価損益が実現損益に混入すれば、それは適正な期間業績を表さなくなる。しかし、インフレーションのような一般物価が上昇傾向にある場合、または市場における商品価格が投機的に乱高下する場合、果たして原価基準による実現利益が適正な利益といえるかどうかの問題である。しかし、いかなる場合でも時価基準が否定されるわけではなく、原価基準も決して万全ではない。したがって時価に相応の客観性が認められ、適正な損益計算のために時価が適正である場合には、時価を採用することは適切だろう。

時価基準は、情報提供を重視する下の資産評価基準としては、決して単一ではなく様々な時価基準のモデルが提唱されている。時間の経過とともに変化することにより、少なくとも2つの時点での価格が問題になるであろう。すなわち、資産評価が行われる現在時点での価格（取替価格と純実現可能価格）及び企業が資産を売却する将来時点での価格（将来キャッシュ・フローの割引現在価値）である。取替価格は現在時点における購入市場での価格であるから、企業が保有中の資産を再調達するのに要する支出額を意味する。また、正味実現可能価格も現在での市場価格であるが、これは販売市場を想定している。最後に、企業が保有資産を利用して生産した財貨やサービスを売却する将来時点での販売市場の価格を考えて、将来の現金の入額を予想することができる。これを将来キャッシュ・フローと言うが、それを現在の時点での価格に換算するため、利率で割引計算した評価額が割引現在価値である。これらの資産評価基準のうち、どれを採用するのか、利益計算に対してどのような影響を与えられるのかと言う問題については、今後の課題として研究したい。

参考文献

- 1) 冨塚嘉一 『会計が変わる 企業経営のグローバル革命』 講談社現代新書 2002年 pp.89 - 90
- 2) 桜井久勝 『財務会計講義』 2008年 中央経済社 p.1
- 3) 齋藤真哉他 『財務会計論I (基本論点編)』 中央経済社 2008年 p.71
- 4) 同上書 p.79
- 5) 同上書 p.83
- 6) 同上書 p.84
- 7) 斎藤静樹 『会計基準の基礎概念』 中央経済社 2002年 p.67
- 8) 若杉明 『会計学原理』 税務経理協会 2000年 p.51
- 9) 広瀬義州 『財務会計』 中央経済社 2007年 p.156
- 10) 石川鉄郎 『時価主義会計論』 中央経済社 1992年 p.20
- 11) ASBJのホームページ (<https://www.asb.or.jp/html/documents/docs/tanaoroshi/>) を参照
- 12) 関東財務局のウェブサイト (<https://www.mof-kantou.go.jp/>) による
- 13) 企業会計審議会 2002年「固定資産の減損会計に係る会計基準の設定に関する意見書」 三三
- 14) 井上良二 「時価会計における減損会計の意味」 『会計』 第158巻第6号 2000年 pp.1 - 12
- 15) 企業会計審議会 「前掲意見書」
- 16) 米山正樹 「原価配分のもとでの簿価修正 減損の意義」 『会計』 第158巻第2号 2000年 pp.82 - 94
- 17) 連続意見書第三「有形固定資産の減価償却について」
- 18) 同上意見書
- 19) 企業会計基準委員会 企業会計基準第9号 「棚卸資産の評価に関する会計基準」 2006年
- 20) 「企業会計原則注解」 注18
- 21) 中野勲 「時価—原価ハイブリッド会計の理論について」 『会計』 第167巻第1号 2007年 p.65